

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等施術所の使用制限等命令
根拠条例・規則名		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (昭和22年12月20日法律217号) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成2年3月29日厚生省令第19号)
条 項		法第9条の5 第11条第2項 第13条の8第7号 施行規則 第25条 第26条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課 (電話:048-840-2207)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。(理由:処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断を要するため。)
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		